

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第116号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年7月16日 03時20分ごろ	
発生場所	福岡県志摩町沖 灯台瀬灯標から真方位105° 1,700m付近 (概位 北緯33° 39.1′ 東経130° 08.2′)	
事故等調査の経過	平成21年8月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 いよえ一す、199トン 130631、株式会社ブリジストン汽船 B 漁船 豊漁丸、12トン FO2-6191（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 二等航海士、四級海技士（航海） B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首部擦過傷 B 船首部圧損	
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、二等航海士が当直について約10ノット（kn）の速力で南西進中、B船は、船長ほか2人が乗り組み、船長Bが当直について約11knの速力で北東進中、平成21年7月16日03時20分ごろ、志摩町沖において、A船船首部とB船船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1、視程 4～5海里 海象：波浪 なし	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は南西進中、B船は北東進中、両船がほぼ真向かいに行き会い、衝突するおそれがある態勢で航行していたが、いずれも適切な見張りを行わず、針路を右に転じなかったものと考えられる。 A船二等航海士は、B船の舷灯に気付かなかったものと考えられる。 船長Bは、いすに座り漁場のことを考えていて、適切な見張りをしていなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、志摩町沖において、A船が南西進中、B船が北東進中、両船がいずれも適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突するおそれがある態勢で航行していることに気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	